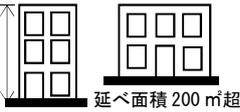
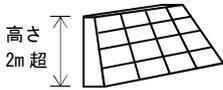
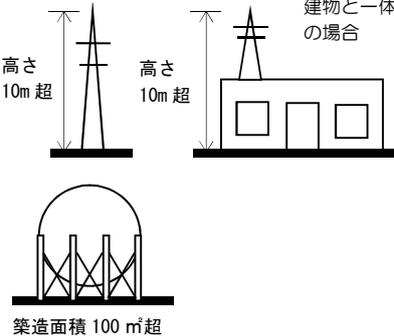
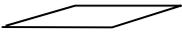
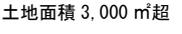
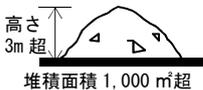


第 3 章 良好な景観形成のための必要な事項

1 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項～法第 8 条第 2 項第 2 号関係～

(1) 届出の対象となる行為 ～法第 16 条第 1 項関係～

栗山町全域において、次に定める行為を届出対象の行為とします。

種別	届出対象行為	規模
建築物	新築、増築、改築、移転	延べ面積 200 m ² 又は高さ 10m を超えるもの 
	外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更	上記の規模を超える建築物で外観の 2 分の 1 を超えるもの
工作物	柵、塀、擁壁その他これらに類する工作物 (特定公共施設、鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)第 8 条第 1 項に規定する鉄道施設の用に供するものを除く。)	高さ 2m を超えるもの 
	・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物 (特定公共施設、鉄道事業法第 8 条第 1 項に規定する鉄道施設又は電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支持物を除く。) ・煙突、排気塔その他これらに類する工作物 ・物見塔、装飾塔その他これらに類する工作物 ・彫像、記念碑その他これらに類する工作物 ・観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設 ・自動車車庫の用に供する立体的な施設 ・アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設 ・石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設 ・汚物処理場、ごみ焼却場、産業廃棄物処理施設その他これらに類する処理施設の用途に供する工作物 ・高架水槽その他これらに類する工作物 ・その他町長が指定するもの	築造面積 100 m ² 又は高さ 10m(建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さが 10m)を超えるもの 
	太陽光発電設備その他これらに類する工作物	築造面積 1,000 m ² 又は高さ 5m を超えるもの
	外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更	上記の種類及び規模の工作物で外観の 2 分の 1 を超えるもの
開発行為	・都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に規定する開発行為	当該行為に係る土地の面積が 3,000 m ² を超えるもの 
その他	・土地の形質の変更(都市計画法に規定する開発行為を除く)	当該行為に係る土地の面積が 3,000 m ² を超えるもの 
	・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(雪、農業の用に供する有機物資源(堆肥)の堆積を除く)	堆積物の高さ 3m かつ面積 1,000 m ² を超え、堆積期間が 30 日以上のもの 

届け出る必要のない行為	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の規模に満たない行為 ・通常の管理行為、非常災害のための応急措置として行う行為など ・景観づくりに支障を及ぼすおそれがないと町長が認める行為
-------------	---

(2) 景観形成基準 ～法第8条第4項第2号の規定に基づき定める基準～

良好な景観の形成のための行為の基準は、次のとおりとします。

対象行為	項目	基準
建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観から突出しないよう、機能上やむを得ない場合を除いて※13m(20m)以下とする。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【自然景観・農村景観区域】</p> <p>高さ13m以下</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【まちなみ景観区域】</p> <p>高さ20m以下</p> </div> </div>
	形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と調和する形状とするよう努める。 ・外壁・屋根は周囲と調和する目立たない色彩とする。【別表1による】 (各立面においてアクセントとして概ね2割の範囲内で用いる色彩はこの限りではない) ・多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。 ・同一敷地内に複数の建築物が存在する場合は、建物相互の色彩の調和に努める。 ・オイルタンクや室外機・屋上設備等など、建築物に付属する設備等は可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫を行う。 <div style="text-align: right;"> </div>
	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和と良好な展望に配慮した位置・配置とする。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の樹木を適切に保全するとともに、農村部では新たに樹木を植栽するなど修景及び緑化に努める。
工作物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観から突出しないよう、機能上やむを得ない場合を除いて※13m(20m)以下とする。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【自然景観・農村景観区域】</p> <p>高さ13m以下</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【まちなみ景観区域】</p> <p>高さ20m以下</p> </div> </div>
	形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物本体とのデザインの調和を図る。 ・擁壁などについては、威圧感を軽減するよう、形状、素材感の工夫、壁面の緑化、前面の植栽など修景措置を行う。 ・立体の施設は、外周部に樹木を植栽するなど修景措置を行う。 ・工作物の表面は周囲と調和する目立たない色彩とする。【別表1による】 (各立面においてアクセントとして概ね2割の範囲内で用いる色彩はこの限りではない) ・多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。 <div style="text-align: right;"> </div>
	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・道路その他の公共の場所からの見え方に配慮する。 ・やむを得ず高さが※13m(20m)を超えるときは、できる限り目立たない位置に配置する。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の樹木を適切に保全するとともに、新たに樹木を植栽するなど、緑化に努める。
開発行為	形状・緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り自然の地形を活かすよう配慮し、道路その他の公共の場所から見える箇所では、のり面・擁壁などの配置はできるだけ避ける。
その他	土地の形質変更(都市計画法に規定する開発行為を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・切り土・盛土によって生じるのり面は、可能な限り土羽(突き固める)によるものとし、やむを得ず擁壁を設置する場合は、必要最小限に留めるとともに、仕上げの工夫または前面の植栽などによる修景措置を行う。 ・既存の樹木を適切に保全するとともに、新たに樹木を植栽するなど、緑化に努める。

	<p>屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の物件の堆積</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外における物の堆積は道路その他の公共の場から容易に見える箇所での堆積は避ける。 ・やむを得ず堆積する場合は、周囲からの見え方に配慮し、出来る限り低い高さに抑えるとともに、外周部に樹木を植栽するなど修景を行う。ただし、その都度町と協議すること。 	<p>周囲からの見え方に配慮</p> 
--	-----------------------------------	--	--

※（ ）の外の数字は、自然景観区域、農村景観区域、中の数字は、まちなみ景観区域の基準値

2 景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関する事項

～法第8条第2項第3号関係～

(1) 景観重要建造物の指定方針

町民などに親しまれている景観上重要な建造物で、道路その他の公共の場から誰もが容易に見ることができ、次の基準のいずれかに該当する建造物について、所有者の合意を得たうえで、「景観重要建造物」として指定します。

- 地域のシンボリックな存在として、周辺地域の良好な景観形成を先導している重要な建造物
- 歴史的又は建築的価値をもち、地域の景観を特徴づける外観を有している建造物
- 登録有形文化財、栗山町文化財（有形文化財）等である建造物



小林酒造レンガ倉庫

(2) 景観重要樹木の指定方針

町民などに親しまれている景観上重要な樹木で、道路などの公共の場から誰もが容易に見ることができ、次の基準のいずれかに該当する樹木について、所有者の合意を得たうえで、「景観重要樹木」として指定します。

- 樹高や樹形などの外観上の特徴を有し、地域のシンボリックな存在として景観形成に重要なもの
- 地域の自然、歴史、文化、生活などからみて、地域の景観を特徴づける外観を有しているもの



阿野呂の一本木

3 屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物は、景観を構成する重要な要素である反面、無秩序かつ過剰な設置により、景観を阻害する要素にもなります。

そのことから、屋外広告物についても景観形成の基本目標及び方針に基づき、建築物とともに自然景観や地域の特性との調和を図り、良好な景観形成の取り組みが重要となっています。

栗山町においては、北海道が制定した「北海道屋外広告物条例」を適切に運用することを基本とし、良好な景観形成の誘導を図っていきます。

今後、栗山らしい良好な景観形成を推進する上で、地域の実情に合わせた細かなルールの設定が必要となる場合は、屋外広告物に対する栗山町独自のルールづくりについて検討を行っていきます。

4 公共施設の景観形成に関する事項

(1) 公共施設の整備に関する基本的な考え方

道路、河川、公園、学校、公営住宅などの公共施設は、栗山町の景観の重要な位置を占めるとともに、地域のシンボルとなるものであり、本計画に基づき良好な景観形成の先導的な役割を果たす必要があります。

そのため、公共施設の整備に当たっては、周辺の景観やまちなみ、歴史的、文化的景観との調和を図り良好な景観形成の推進を図ります。

また、良好な景観形成を効果的に進めるために必要がある場合は、国や北海道~~と関係機関~~と関係機関に対しても協力を求めるものとします。



(2) 景観重要公共施設の基本的な考え方

地域の景観の核として町民に親しまれている道路・河川・公園など、栗山町の景観形成上重要な役割を果たしている公共施設について、国、北海道、町など関係機関と協議のうえ、景観法に基づく「景観重要公共施設」として位置づけ、それらの整備方針を定め、積極的に推進していくものとします。



公園通り

5 景観農業振興地域整備計画の策定に関する方針

栗山町の農村景観は、恵まれた自然と豊かな大地のもとで、気候風土に適した形で農業が営まれ、北海道特有の個性ある美しい景観がつくられてきました。

このような中、安全・安心で信頼される食糧の供給と食育を進め、地産地消などによる地域農業の促進と、農産物への理解を深めるため「第3期栗山農業ルネッサンス（栗山町農業振興計画）」が策定されています。

さらには、豊かな農業生産を目指して生み出された農村景観を魅力的なものに高めるため、景観植物や景観緑肥栽培をする「農の景観作物普及モデル助成事業」、「栗山里山美しモデル事業」と「栗山町景観緑肥モデル事業」の実施をしています。

今後も農地を活用した景観づくりへの機運を高め、制度の活用や取り組み事例の紹介などを行い、必要があれば「景観農業振興地域整備計画」の策定を検討していきます。



6 景観協定の活用

「景観協定」は景観行政団体に対し、住民やNPO法人等が景観づくりに関する自主的な約束事を定め、協定を結ぶものです。

この「景観協定」では、建築物などの景観に関するハード面のルールだけでなく、家の前や店先に花を飾るなど、ソフト面を含めた幅広い取り決めを行うことができます。

町民の自発的な活動による「景観協定」の制度活用を積極的に支援し、良好な景観づくりを促進します。

栗山町まちなみ景観づくり要綱に基づくまちづくり協定

- ・ご縁通り地区まちづくりルール
- ・栗夢ロード地区まちづくりルール
- ・ふれあい回廊地区まちづくりルール



栗夢ロード地区

